

# 一般廃棄物処理施設設置許可証

平成31年（2019年）3月18日

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1

氏 名 株式会社イワフチ

代表取締役 岩淵 慶太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	平成31年（2019年）3月18日
許可番号	佐賀県指令30循環第19号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	施設の種類 ごみ処理施設（圧縮施設）  廃棄物の種類 廃プラスチック類及び紙くず
設置場所	佐賀県杵島郡江北町大字下小田字一本松竈3305番1
処理能力	廃プラスチック類：206.8t/日（8時間）、紙くず：206.6t/日（8時間）
許可の条件	なし
省令第3条第7項の規定による新許可証の提出の有無	有 ・ 無
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

※この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。